

1. 施設の概要

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人 相原学園
事業者の所在地	神奈川県高座郡寒川町一之宮 4-14-7
事業者の電話番号. F A X	0467-74-3754・0467-50-0017
代表者氏名	理事長 相原浩司

2. 事業の概要

種別	小規模保育事業A型		
名称	小規模認可施設 そうわ保育園		
所在地	神奈川県高座郡寒川町一之宮 4-5-10		
電話番号.	0467-75-0066		
責任者	園長 青山奈保美		
開設年月日	平成 30 年 6 月 1 日		
利用定員	0 歳児 (6 ヶ月から)	1 歳児	2 歳児
	3 人	6 人	10 人
取り扱う保育事業	延長保育事業		

3. 施設・設備の概要

敷地面積		6 4 4 . 2 3 m ²	
園舎	構造	木造平屋建	
	延床面積	2 2 1 . 9 3 m ²	
施設設備の数と面積	0. 1 歳児保育室	1 室	4 9 . 5 0 m ²
	2 歳児保育室	1 室	3 5 . 7 0 m ²
	調理室	1 室	2 2 . 3 5 m ²
	調乳室	1 室	3 . 3 1 m ²
	園児トイレ	小便器 2 個 大便器 3 個	7 . 4 5 m ²
	沐浴室	1 室	4 . 9 7 m ²
	事務室	1 室	2 4 . 8 4 m ²
	その他		5 9 . 9 9 m ²
設備の種類		冷暖房等	
屋外遊戯場 (園庭)		9 0 . 0 0 m ²	

4. 職員体制

保育責任者	1 人
保育士	8 人（常勤 6 人 非常勤 2 人）
保育補助	1 名（非常勤 1 人）
栄養士	1 人（非常勤 1 人）
調理員	2 人（非常勤 2 人）

5. 嘱託医

園医	林こどもクリニック 林秀樹
歯科医	とびた歯科・口腔外科クリニック 飛田尚慶

2. 保育の概要

1. 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日～土曜日
閉所日	日曜日・祝祭日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

2. 保育・教育を提供する時間

（1）開所時間

月曜日から土曜日	午前 7 時 30 分～午後 7 時
----------	--------------------

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から金曜日の保育時間	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
延長保育時間	午後 6 時 30 分～午後 7 時

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間	午前 8 時～午後 4 時
延長保育時間	午前 7 時 30 分～午前 8 時 午後 4 時～午後 7 時

3. クラス編成

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児
クラス名	ひよこ組	きりん組	らいおん組
定員 19 名	3 名	6 名	10 名

4. 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	＜３０分あたりの利用料＞ ３００円
その他徴収する料金	カラー帽子・おたより袋・園児証（ＩＣカード）・他 卒園まで使用します。

5. 支払方法

保育料	J Aさがみ寒川支店へ自動払込
延長保育料	利用時に現金でお支払いください。
カラー帽子代・おたより袋代・ 園児証（ＩＣカード）・その他	お釣りのないように申し込み時に現金でお支払いください。

3. 防災・安全対策

● 災害時の対応について

- ・保育中に大きな地震が発生した場合は、建物への影響がない限り、園舎内で避難待機をします。
- ・園舎内で避難待機ができない場合は、避難場所へ避難します。
- ・地震予知情報が発令されたときは、速やかにお迎えをお願いします。
- ・緊急時は、緊急時引き渡し名簿に載っている方に引き渡しを行います。
- ・台風、雪などお迎えに影響が心配されそうな場合は、状況を判断していただき、早めのお迎えをお願いします。登園前に警報が発令された場合も、状況を判断していただき、安全に登園できる状況になってから、登園ください。

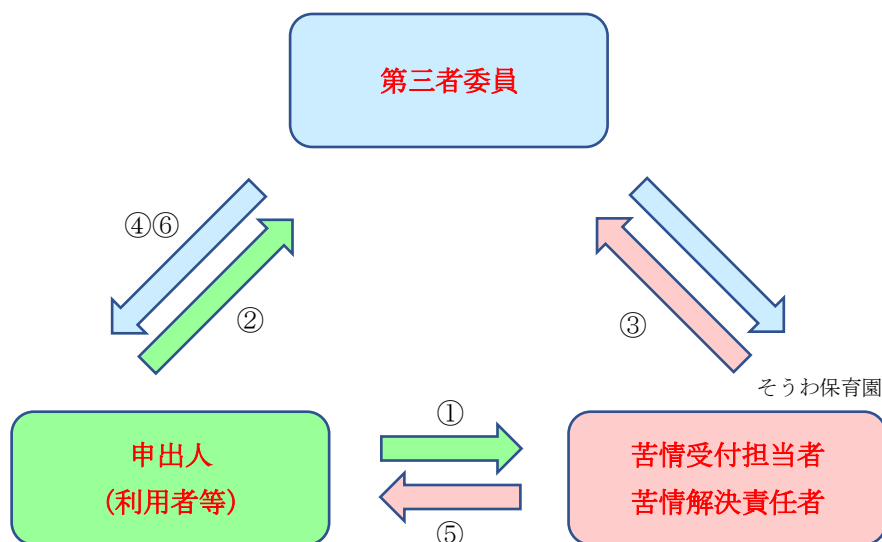
● 避難場所について

一時避難場所	一之宮公園
広域避難場所	寒川中学校

4. 苦情対応

● 苦情解決

そうわ保育園では、利用者等から寄せられる苦情に対応するため、円滑円満な解決を図るため、受付担当者、責任者を任命し、第三者委員を設置しています。



- ◆ 苦情受付担当者 園 長
- ◆ 苦情解決責任者 理 事 長
- ◆ 第三者委員 児童委員 2名

なお、寄せられた苦情と解決の結果は、個人情報に関するものを除き、そうわ保育園掲示板で公表いたします。

苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面により苦情受付担当者が随時受け付けます。---① なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。---②

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。---③ 第三者委員は内容を確認し苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。---④

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。---⑤ その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。---⑥ なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

- イ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

5. 個人情報保護

個人情報保護規定に従い、得られたすべての個人情報を適切に取り扱います。

6. 連携施設

そうわ保育園では、「一之宮相和幼稚園」と連携しています。

以 上